

各都道府県知事 殿
(扱い：消費者行政担当課)

消費者庁長官 新井 ゆ た か
(公印省略)

消費者安全法第 38 条第 1 項の規定に基づく情報提供について

令和 6 年 4 月以降、ゴキブリ駆除業者のウェブサイト上で、「関東エリア 最安レベルに挑戦！ 追加料金一切なし！ 税込 5 5 0 円～」、「シンプル料金&明朗会計」、「駆除作業の面積に応じた料金」などの表示を見た消費者が、適正かつ低額な料金でゴキブリ駆除ができると思い駆除作業を依頼したところ、消費者宅に訪問した作業員の作業内容に照らして過大といえる高額な料金を請求されたといった相談が、20 代及び 30 代の女性を中心に、各地の消費生活センターなどに数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社 ORBITAL PERIOD が、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為（虚偽・誇大な広告・表示）を行っていたことを確認しました。

こうした状況を踏まえて、消費者庁は、消費者被害の発生又は拡大の防止のため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、別添の報道発表資料を消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報として、貴都道府県に提供いたします。

貴都道府県におかれましては、下記の情報を管内市区町村に提供していただくとともに、貴都道府県のウェブサイトに掲載するなどして、消費者にも周知していただきますようお願い致します。

記

○「ウェブサイト上では適正かつ低額な料金で駆除作業を行うかのように表示しているが、実際には高額な料金を請求するゴキブリ駆除業者に関する注意喚起」

(令和 6 年 9 月 30 日付け報道発表資料)

※ 報道発表資料については消費者庁ウェブサイトにて御確認ください。

(URL) <https://www.caa.go.jp/notice/release/2024/>

担当：消費者庁消費者政策課財産被害対策室
内閣府事務官 安藤 宏次
電話：03-3507-9187 (直)